

総税企第179号  
平成15年11月11日

各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長  
殿  
東京都 総務・主税局長

総務省自治税務局長

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する  
同意に係る処理基準及び留意事項等について

このたび、総務大臣が法定外普通税又は法定外目的税（以下「法定外税」という。）の新設又は変更について同意する際の処理基準、標準処理期間及び協議の申出に係る手続、並びに法定外税の検討に際し、留意することが望ましいと考えられる事項について、別添のとおり取りまとめましたので通知します。

各都道府県においては、地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化、課税の選択の幅の拡大などの観点から法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、法定外税についての検討に当たっては、本通知の内容を適宜参考とされるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平成14年5月7日付け総税企第95号）」は廃止します。

(別添)

法定外税の新設又は変更に対する同意  
に係る処理基準及び留意事項等

第1. 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1) から (3) までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策及び租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことを認められることをいうものである。

## 第2. 法定外税の「新設」

地方団体の新設合併により消滅した地方団体の全てが課税客体、課税標準、税率等を同じくする同種の法定外税を課税していた場合において、当該新設合併により新設された地方団体が当該同種の法定外税を課税するために行う条例の制定については、課税の実態が従前と同一であり、地方税法第259条第1項、第669条第1項及び第731条第2項の規定に基づき総務大臣への協議・同意が必要となる法定外税の「新設」には当たらないものである。

## 第3. 標準処理期間

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間は、おおむね3月とする。

## 第4. 協議の申出に係る手続

都道府県及び市町村が法定外税の新設又は変更に関する協議の申出をしようとするときは、協議書（別記第1号様式）正副2通に、次の書類を各一部ずつ添付の上、総務大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 新設法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第2号様式）又は変更法定外普通税（法定外目的税）総括表（別記第3号様式）
- (3) 関係条例の謄本
- (4) 法定外普通税（法定外目的税）収入見込額調（別記第4号様式）
- (5) 地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項に規定する特定納税義務者（第5. 2. (4)において「特定納税義務者」という。）がある場合には、都道府県又は市町村の議会において聴取した当該特定納税義務者の意見を記載した資料
- (6) その他参考となるべき調書

## 第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

### 1. 地方税法に定める非課税規定（第262条、第672条、第733条の2）について

地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの（労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償）

### 2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適切であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。